

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の概要

I 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正

1. 課徴金の対象の追加・拡大に伴う改正

法改正により、外部協力者が虚偽開示書類の提出に加担する行為について課徴金の対象とされたこと等に伴い、課徴金額の計算方法の詳細等を定める（第1条の8の2、第1条の10、第1条の11、第1条の13、第1条の16、第1条の19、第1条の21、第1条の22）。

2. 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加に伴う改正

法改正により、課徴金に関する調査について、事件関係人又は参考人に出頭を求める権限が追加されたことに伴い、出頭命令書の交付又は送付の手続を定める（第63条）。

II 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令等の一部改正

1. 純粋持株会社等に係る重要事実の軽微基準の見直し等

上場会社が純粋持株会社等^(注)の場合には、インサイダー取引規制の対象とならない重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準について、連結ベースの計数を用いることとする（第49条～第53条）。また、上場会社が純粋持株会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を有価証券報告書等に記載することとする（企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式、第3号様式、第8号様式）。

（注）有価証券報告書において関係会社に対する売上高（製品・商品売上高を除く）が売上高の80%以上の会社

2. 企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う改正

法改正により、合併等による株券等の承継について、当該株券等の承継資産に占める割合が特に低い場合にインサイダー取引規制が適用除外されたことに伴い、当該割合（20%未満）を定める（第58条の2）。

III 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正

投信一任契約等に基づく運用に関し、運用財産に占める割合が3%未満のファンドについては、運用報告書への詳細情報の記載を不要とする（金融商品取引業等に関する内閣府令第134条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第19条、保険業法施行規則第53条の2、信託業法施行規則第37条）。

IV 金融庁組織規則の一部改正

法改正により、外部協力者が虚偽開示書類の提出に加担する行為について課徴金の対象とされたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う（第15条、第15条の2）。